二　ランダムアクセス制御の条件

1　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあっては、四〇三サブフレーム）以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

2　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあっては、四〇三サブフレーム）以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

［三～五　略］

備考　表中［　］の表記は注記である。

二　［同上］

1　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

2　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

［三～五　同上］

○財務省告示第二百四十四号

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、同条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月一日　　財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び形式　法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリエチレンテレフタレート

㈡　特徴　一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。

二　法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第九項の規定により指定された期間

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号。以下「令」という。）の施行の日から平成三十年一月一日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（平成二十九年八月財務省告示第二百十五号。以下「第二百十五号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五　その他参考となるべき事項

令において定める暫定的な不当廉売関税の税率については、第二百十五号告示における供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

別表

供給者	税率
Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.	五十三・〇%
広東泰宝聚合物有限公司（Guangdong IVL PET Polymer Co., Ltd.）	三十九・八%
浙江万凱新材料有限公司（Zhejiang Wankai New Materials Co., Ltd.）	五十一・〇%
Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.	五十三・〇%
江蘇興業プラスチック股份有限公司（Jiangsu Xingye Plastic Co., Ltd.）	三十九・八%
China Resources Company Limited	五十三・〇%
Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.	五十三・〇%
騰龍特殊樹脂（厦門）有限公司（Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.）	三十九・八%
Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.	五十三・〇%
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	五十三・〇%
Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.	五十三・〇%